

山口県報

平成21年
12月25日
(金曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
保安林予定森林(下関市)(森林整備課)	三
保安林の指定(長門市)(森林整備課)	三
漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意(水産振興課)	三
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)	四
道路の区域の変更(道路整備課)	四
道路の供用の開始(道路整備課)	五
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	五
公告	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	三
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	四
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)	五
平成二十年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表(会計課)	七
選管告示	一七
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数	二三
公安委告示	二三
銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項に規定する医師の指定	二三

山口県告示第四百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年十二月二十五日から平成二十二年一月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
"	"	"	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	九、六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	二・五	"	三・九	通 常 最 大	浮遊物質濃度 (mg/l)
"	三・八	"	五	通 常 最 大	窒素濃度 (mg/l)
"	五	"	三	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	一〇	"	五	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	〇・三	"	一・三	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	〇・六	"	二・二	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	〇・二	"	〇・〇四	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	〇・三三	"	〇・三三	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	"	"	五	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	一	"	五	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	二、四三〇	四七三、七三三	四七三、五三三	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
"	四、一八五	六五六、九七一	六五六、四〇一	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

沈 殿 池				種 類	
処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	七	"	一〇・五	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	九、六	"	一、八	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
一三・八	一三・七	一三・八	一三・七	通 常 最 大	浮遊物質濃度 (mg/l)
二二・二	二〇・八	二二・二	二〇・八	通 常 最 大	窒素濃度 (mg/l)
"	一〇	"	三、五〇〇	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	二〇	"	五〇〇〇	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	"	"	二二・四	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
二〇・二	二〇・三	二〇・二	二〇・三	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	〇・一	五・八	五・九	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	一	一〇・三	一〇・五	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	"	"	五	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
四一、七三三	四一、五三三	四一、七三三	四一、五三三	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
五六、九七一	五六、四〇一	五六、九七一	五六、四〇一	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七 四		種 類	
変更後	変更前	項 目	
変更後	変更前	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	九、六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
一三・八	一三・七	通 常 最 大	浮遊物質濃度 (mg/l)
二二・二	二〇・八	通 常 最 大	窒素濃度 (mg/l)
"	一〇	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	二〇	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	二二・四	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
二〇・二	二〇・三	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	〇・一	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
"	一	通 常 最 大	燃 ^り 素濃度 (mg/l)
四一、七三三	四一、五三三	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
五六、九七一	五六、四〇一	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字萩原字大河内四六四の一（次の図に示す部分に限る。）、四七二、五八八（次の図に示す部分に限る。）、字白萩四七三から四七八まで、字足河内五六六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

下関市豊田町大字萩原字大河内四六四の一、五八八、字白萩四七三、四七四・四七五・四七八・字足河内五六六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

長門市三隅上字西畑一三三六の八、一三三六の三六、四七四、四七六の一、四七六の三、四七八、四八一、一五五〇、二七四四、二七四五、字黒岩三三八、三三九、字山ヶ迫四四二、四四三、四四五、字日尾四七九、四八九、四九一から四九三まで、四九五、四九六の一、四九六の三、四九七、五〇二の一、五〇三、五一一の一、五一一の二、五一一の四、五一一の六、五一一の九、五一一の二二、五一一の三四、五一一の三五、五一一の四五、五一一の五一、五一一の五二、五一一の二、五一一の三、五一三、五一四の一、五一四の二、五一五、五一八の二、一五五二、二七六二から二七六四まで、二七六五の二、二七六六、二七六七、二七七〇、二七七二、二七七八、二七七九、二七八〇の二、二七八一の一、二七八一の二、二七八二、二七八四、二七八五の一、二七八六の二、二七九一、二七九二、二七九七、二七九九の一、二八〇四の一、二八〇四の三、二八〇九、字山ノ神四八三、四八五、四八六、一五五四の一、二七五〇、二七五七の一、二七五八、二七五九の一、字奥日尾五一一の三、五二七の一、一五四一から一五四三まで、二七三四、二七三六、字道堂一八一五、二八一六の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認められた。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

東和町東部加入区 白木加入区 橘加入区 上関加入区
 徳山市加入区 山口市加入区 小野田加入区 厚狭加入区
 埴生加入区 下関市東部加入区 彦島加入区 豊浦町加入区
 萩市中部加入区

山口県告示第四百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称
萩市
- 二 事業の種類
見島総合交流施設整備事業
- 三 起業地
(一) 収用の部分
萩市見島字堅田地内
(二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
(一) 法第二十条第一号関係
見島総合交流施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第二号及び第三十一条に掲げる施設に関するものである。
(二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である萩市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
(三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、萩市の見島総合センターと萩市役所見島支所を統合することにより、地域の内外の住民との交流の拡大及び地域住民と行政との連携の強化が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。
 ウ 本件事業の起業地は、利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。
 オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、萩市見島総合センターと萩市役所見島支所を統合することにより地域の内外の住民との交流の拡大及び地域住民と行政との連携の強化を図るため早急にあるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

萩市文化・スポーツ振興部文化・生涯学習課

山口県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
 路線名 四三七号
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
美祿市美東町長登字西坪四八の一地先から 同市美東町長登 同字五二の一地先 まで、 美祿市美東町長登字西坪五二の一地 先から 同市美東町長登 同字六三の一地先 まで、 美祿市美東町長登字西坪六三の一地 先から 同市美東町長登字東坪八九の二〇地 先まで、 美祿市美東町長登字東坪八九の二〇 地先から 同市美東町長登字北平二五二の八七 及び 美祿市美東町長登字北平二五二の八 七地先から 同市美東町長登字梅ヶ峠二五二の一 二地先まで	旧	最狭 一一〇・五 最狭 一六七・二八 最狭 一三八・〇八 最狭 一一八・六八 最狭 九六・〇五	六五・六 三七二・〇 九六・五 二八八・五 一六・〇	一般国道四九〇 号の道路の区域 (重用)	

道路の種類 県道
路線名 秋吉台絵堂線
道路の区域

区	間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
美祿市美東町真名字田代台一五二 の六六地先から 同市美東町真名 同字二九五の一 地先まで		最狭 六二九・〇〇 最狭 六四・〇〇	八・八 八・八				

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

新	旧	最狭	最狭	延	備
柳井市日積字越路四四一四の七地先 から 同市日積 同字二四七七地先まで		最狭 三一九・〇六	最狭 三四・九八	九八・二 九八・二	

山口県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
平成二十一年十二月二十五日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 秋吉台絵堂線	美祿市美東町長登字西坪四八の一地先から 同市美東町長登字梅ヶ峠二五二の二地先まで	平成二十一年十二月二十六日

新	最狭	最狭	延	備
美祿市美東町長登字西坪四八の一地先から 同市美東町長登字梅ヶ峠二五二の二地先まで	最狭 四九・九〇	最狭 八四〇・六	道路改良工事の完了による。	

山口県告示第四百八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。
平成二十一年十二月二十五日

徳山下松港港湾管理者

山口県 山口県知事 二井 関成

- 一 埋立区域（第一工区）
 - (一) 位置 下松市大字西豊井字恵宝屋一三八三の一六地先公有水面
 - (二) 区域 次の1の地点から24の地点までを順次結んだ線、24の地点と25の地点を結ぶ昭和四十二年九月二十九日付け指令港湾第一一一三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+三・六〇メートル）及び1の地点と25の地点を結ん

だ線に囲まれた区域

1の地点 徳山下松港新川防波堤灯台(北緯三四度〇〇分〇九・九〇三秒東経一三一度五一分四二・〇九九秒)から二五一度二八分二秒四二四・〇九メートルの地点
 トルの地点

- 2の地点 1の地点から二九四度五五分四一秒三四・九七メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二九四度四六分四九秒九・九二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二九五度〇〇分四四秒一五・一一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二四度五六分〇二秒一一・一四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二九四度五〇分五〇秒〇・〇六メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四度五二分〇六秒一一・九八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一四度三八分二七秒〇・一〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二四度三八分二七秒〇・五二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二九四度三八分二七秒〇・一〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二四度四七分二秒二・五五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二五度〇〇分五七秒四五・一三メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二五度〇〇分三三秒七二・一一メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一四度〇三分〇九秒〇・一〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二四度〇三分〇九秒〇・五二メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二九四度〇三分〇九秒〇・一〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二五度〇〇分〇七秒七七・五八メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二五度〇三分〇二秒四二・一一メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一五度一三分五五秒〇・一〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二五度一三分五五秒〇・五二メートルの地点
- 21の地点 20の地点から二九五度一三分五五秒〇・一〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二四度五五分一九秒二・五九メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二四度五四分三九秒九・九二メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二五度一〇分四五秒一四・二七メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一五度〇一分四〇秒六〇・〇三メートルの地点

(二) 面積

一七、四八二・一二平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成四年十二月十五日 指令港湾第六七二号

三 関係図書を閲覧できる市町

下松市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成二十一年十二月十六日



(三八六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年十二月二十五日から平成二十二年四月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシテイ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二二号

山西 泰明

株式会社ベスト電器

住所 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

濱田 孝

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	株式会社竹田園芸	(仮称) ゆめタウン新下関	ゆめシテイ

株式会社クロスカンパニー	株式会社ポイント	株式会社システムジューション	サンテレコム株式会社	株式会社ダイヤモンドテレコム	アスカ株式会社	株式会社ディーエイチシー	株式会社ジュエルセブン	Asime エステール株式会社	株式会社オンワード樫山	株式会社ワールド	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	株式会社トランドール	株式会社高和商産	株式会社かば田食品	株式会社スイートガーデン	株式会社湖月堂	株式会社ニッシンコーポレーション	柿安グルメフーズ株式会社	アクト中食株式会社
株式会社クロスカンパニー	株式会社ポイント	株式会社システムジューション	サンテレコム株式会社	株式会社ダイヤモンドテレコム	アスカ株式会社	株式会社ディーエイチシー	株式会社ジュエルセブン	Asime エステール株式会社	株式会社オンワード樫山	株式会社ワールド	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	株式会社トランドール	株式会社高和商産	株式会社かば田食品	株式会社スイートガーデン	株式会社湖月堂	株式会社ニッシンコーポレーション	柿安グルメフーズ株式会社	アクト中食株式会社

株式会社カーム	株式会社ハニーズ	株式会社ビュー	有限会社アジト	株式会社ツツキ	株式会社宮脇書店	株式会社クレイン	株式会社コボ	株式会社テツカ	セキミキ・グループ株式会社	トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	株式会社ヤマダヤ	有限会社エス・シー	株式会社まつや	株式会社まつのや	株式会社ビスク	株式会社ジェイエーシートレーディング	合資会社みのや	株式会社カトレア	株式会社アイジーイー
株式会社カーム	株式会社ハニーズ	株式会社ビュー	有限会社アジト	株式会社ツツキ	株式会社宮脇書店	株式会社クレイン	株式会社コボ	株式会社テツカ	セキミキ・グループ株式会社	トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	株式会社ヤマダヤ	有限会社エス・シー	株式会社まつや	株式会社まつのや	株式会社ビスク	株式会社ジェイエーシートレーディング	合資会社みのや	株式会社カトレア	株式会社アイジーイー

大規模小売店舗に
おいて小売業を行
う者の氏名又は名
称

株式会社天翔	株式会社チチカカ	株式会社キャンパス	有限会社ケイ・エフ・エス	株式会社山田陶器	藤久株式会社	株式会社きものわかば	株式会社ハリケーン	株式会社舞	株式会社ヒロコーポレーショ	有限会社エフ・シー・ビー・カンパニー	株式会社ピークルーズ	株式会社アフリカタロウ	株式会社立花屋	株式会社アロー	株式会社エービーシー・マー	株式会社鈴丹	ベルデ有限公司	株式会社ロリアンミ
株式会社天翔	株式会社チチカカ	株式会社キャンパス	有限会社ケイ・エフ・エス	株式会社山田陶器	藤久株式会社	株式会社きものわかば	株式会社ハリケーン	株式会社舞	株式会社ヒロコーポレーショ	有限会社エフ・シー・ビー・カンパニー	株式会社ピークルーズ	株式会社アフリカタロウ	株式会社立花屋	株式会社アロー	株式会社エービーシー・マー	株式会社鈴丹	ベルデ有限公司	株式会社ロリアンミ

株式会社F・O・インターナショナル	株式会社あおき	有限会社ソリッド	株式会社マックハウス	メガネの田中チェーン株式会社	東京シャツ株式会社	株式会社サンロマン	有限会社フレンドシップパートナーズ	株式会社ザ・インポート	有限会社ノリ	株式会社ユニクロ	株式会社ゴールドラッシュ	株式会社ジン	株式会社アフレッシュ	株式会社メガネトップ	株式会社ニコル	株式会社ムラサキスポーツ	株式会社大谷	株式会社テラキユート	有限会社ぶちびあ
株式会社F・O・インターナショナル	株式会社あおき	有限会社ソリッド	株式会社マックハウス	メガネの田中チェーン株式会社	東京シャツ株式会社	株式会社サンロマン	有限会社フレンドシップパートナーズ	株式会社ザ・インポート	有限会社ノリ	株式会社ユニクロ	株式会社ゴールドラッシュ	株式会社ジン	株式会社アフレッシュ	株式会社メガネトップ	株式会社ニコル	株式会社ムラサキスポーツ	株式会社大谷	株式会社テラキユート	有限会社ぶちびあ

株式会社ライトオン	株式会社ジーンズメイト	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	株式会社冒険王	株式会社エイティイ今藤	株式会社竹田園芸	アクト中食株式会社	柿安グルメフーズ株式会社	株式会社ニッシンコーポレーション	株式会社湖月堂	株式会社スイートガーデン	株式会社かば田食品	株式会社高和商産	株式会社トランドール	株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー	株式会社ワールド	株式会社オンワード樫山	Asime エステール株式会社	株式会社ジュエルセブン	株式会社ディーエイチシー	
株式会社ライトオン	株式会社ジーンズメイト	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	株式会社冒険王	株式会社エイティイ今藤	山陽小野田市日の出二丁目七番一〇号	広島市西区草津港二丁目六番六〇号	三重県桑名市吉之丸八	下関市卸新町七の一	北九州市小倉北区赤坂海岸三番一〇号	京都市下京区烏丸通五条下る大坂町四〇	北九州市八幡西区八枝五丁目四番五二〇号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
株式会社ライトオン	株式会社ジーンズメイト	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	株式会社冒険王	株式会社エイティイ今藤	下関市卸新町七の一	北九州市小倉北区赤坂海岸三番一〇号	京都市下京区烏丸通五条下る大坂町四〇	北九州市八幡西区八枝五丁目四番五二〇号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

アスカ株式会社	株式会社ダイヤモンドテレコム	サンテレコム株式会社	株式会社システムジュウヨン	株式会社ポイント	株式会社クロスカンパニー	株式会社アイジーイー	株式会社カトレア	合資会社みのや	株式会社ジェイエーシートレーディング	株式会社ビスク	株式会社まつや	株式会社めのや	有限会社エス・シー	株式会社ヤマダヤ	トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	セキミキ・グループ株式会社	株式会社テツカ	株式会社コボ	株式会社クレイン
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

大規模小売店舗に
おいて小売業を行
う者の住所

株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町 四の八
株式会社ツツキ	千葉県柏市柏三四四 の二
有限会社アジト	北九州市小倉北区井 堀一丁目二番一六一 四〇五号
株式会社ビーユー	大阪市西成区梅南一 丁目七番三二一
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島 町走熊二七の一
株式会社カーム	横浜市都筑区茅ヶ崎 中央一の一
株式会社ロリアンミル	大阪市西区北堀江四 番一〇号
ベルデ有限会社	福岡市東区美和台新 町一〇番一八号
エルエイトレーディング株式 会社	〃 早良区藤崎二 丁目一〇番一〇号
株式会社鈴丹	名古屋市中区名路 通二丁目五
株式会社エービーシー・マー ト	東京都渋谷区神南一 丁目一〇番五号
株式会社アロー	名古屋市中村区名駅 四丁目八番一二号
株式会社立花屋	福岡市中央区天神一 丁目一番一号
株式会社アフリカタロウ	岡山市北区高柳西町 二五番五号
株式会社ピークルーズ	福岡市中央区天神三 丁目四番七号
有限会社エフ・シー・ピー・ カンパニー	熊本小市小峯二丁目五 番二七号
株式会社ヒロコーポレーショ ン	福岡市東区松崎三丁 目三番二〇号
株式会社舞	岐阜市三歳町五丁目 一の九
株式会社ハリケーン	福岡市博多区上川端 町一一番八号
株式会社きものわかば	広島県大竹市新町一 丁目一〇番八号

藤久株式会社	名古屋市中東区高社 一丁目二一〇
株式会社山田陶器	長崎県東彼杵郡波佐 見町折敷瀬郷一三九 一
有限会社ケイ・エフ・エス	熊本市国府三丁目二 七番二〇号
株式会社キャンパス	北九州市小倉南区下 曽根一丁目一四番一 九号
株式会社チチカカ	横浜市港北区新横浜 二丁目二の三
株式会社天翔	福岡県大野城市御笠 川五丁目六番一七号
有限会社ぶちびあ	愛知県豊橋市松井町 八九の一
株式会社テラキユート	名古屋緑区鶴が沢 一丁目三〇一
株式会社大谷	新潟市江南区亀田工 業団地一丁目三番五 号
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野四 丁目七番二号
株式会社ニコル	〃 渋谷区東一丁 目三二番一二号
株式会社メガネトップ	静岡市葵区伝馬町八 の六
株式会社アフレッシュ	大阪市中央区南本町 二丁目六番二三号
株式会社ジン	三重県四日市市新正 一丁目二番四号
株式会社ゴールドラッシュ	大阪市淀川区十三本 町一丁目一九番一五 号
株式会社ユニクロ	山口市佐山七二七の 一
有限会社ノリ	福岡県糟屋郡篠栗町 高田四九七の二
株式会社ザ・インポート	長崎県佐世保市大塔 町一九一六の一六
有限会社フレンドシップパー トナーズ	大阪市西成区玉出西 二丁目一九番七一 二〇二号
株式会社サンロマン	福岡市東区多の津一 丁目一〇番三号

株式会社トランドール	株式会社高和商産	株式会社かば田食品	株式会社スイートガーデン	株式会社湖月堂	株式会社ニッシンコーポレーション	柿安グルメフーズ株式会社	アクト中食株式会社	株式会社竹田園芸	株式会社エイティー今藤	株式会社冒険王	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	株式会社ジーンズメイト	株式会社ライトオン	株式会社F・O・インターナショナル	株式会社あおき	有限会社ソリッド	株式会社マツクハウス	メガネの田中チエーン株式会社	東京シャツ株式会社
東 幸次	高山 良二	椛田 稔久	小池 和則	本村 道生	河野 信隆	樋尾 清明	平岩由紀雄	竹田 亨	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名一八六	広島市安佐北区可部四丁目一番一〇号	愛知県愛知郡長久手町大字長湫二の二の一	東京都渋谷区元代々木町三〇番一三三号	茨城県つくば市吾妻一丁目一一番一	神戸市中央区三宮二丁目四番一号	長崎県佐世保市大塔町一九八四	広島市安佐南区高取南三丁目一九番一〇号	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	広島市中区袋町一番二二一〇二二号	東京都千代田区東神田二丁目八番一二二二号

株式会社エス・シー	株式会社まつのや	株式会社ピスク	株式会社ジェイエーシートレーディング	合資会社みのや	株式会社カトレア	株式会社アイジーエー	株式会社クロスカンパニー	株式会社ポイント	株式会社システムジュウヨン	サンテレコム株式会社	株式会社ダイヤモンドテレコム	アスカ株式会社	株式会社ディーエイチシー	株式会社ジュエルセブン	Asiame エステール株式会社	株式会社オンワード樫山	株式会社ワールド	株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー	
樋口 瑞	新宮 正朗	松本 晋司	豊村 コツキ	森 健太郎	澤木 和久	田中 正信	五十嵐義和	石川 康晴	石井 稔晃	石田 勝彦	川本 秀明	松澤 寛	伊藤 弘人	高橋 芳枝	肥塚 重信	丸山 雅史	水野健太郎	寺井 秀藏	鍵本 優

大規模小売店舗に
おいて小売業を行
う者の代表者の氏
名

株式会社ヤマダヤ	トリンプ・インターナシヨナル・ジャパン株式会社	セキミキ・グループ株式会社	株式会社テツカ	株式会社コボ	株式会社クレイン	株式会社宮脇書店	株式会社ツツキ	有限会社アジト	株式会社ビーユー	株式会社ハニーズ	株式会社カーム	株式会社ロリアンミル	ベルデ有限公司	エルエイトレーディング株式会社	株式会社鈴丹	株式会社エーピーシー・マー	株式会社アロー	株式会社立花屋	株式会社アフリカタロウ
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山田 道朗	クリスチャン・トーマス	関 亮一	手塚 剛一	中川 雅庸	新垣 純	宮脇 範次	都築 卓	真鍋 孝夫	林田 和昭	江尻 義久	小野澤成四	井上 吉雄	奥田 晃弘	井上 正憲	小林 史生	野口 実	今枝 淳	笠井 俊生	江見いづみ

株式会社ピークルーズ	有限会社エフ・シー・ピー・カンパニー	株式会社ヒロコーポレーシヨ	株式会社舞	株式会社ハリケーン	株式会社きものわかば	藤久株式会社	株式会社山田陶器	有限会社ケイ・エフ・エス	株式会社キャンパス	株式会社チチカカ	株式会社天翔	有限会社ぶちびあ	株式会社テラキユート	株式会社大谷	株式会社ムラサキスポーツ	株式会社ニコル	株式会社メガネット	株式会社アフレッシュ	株式会社ジン
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船田 佳子	森永 司	井上 文子	菱田 覚	井崎 英一	武田 順一	後藤 薫徳	山田 和彦	田中 正文	山本 悦二	木南 仁志	平 茂美	奥山 博三	塚本 利弘	大谷 勝彦	金山 元一	木野村明廣	富澤 昌宏	松尾 竜史	山本 篤

五 四
 届出年月日
 平成二十一年十二月十日
 変更年月日
 平成二十一年十二月一日

株式会社イーティール今藤	株式会社冒険王	株式会社ワイレッシュヴァンガードコーポレーション	株式会社ジーンズメイト	株式会社ライトオン	株式会社F・O・インターナショナル	株式会社あおき	有限会社ソリッド	株式会社マツクハウス	メガネの田中チエーン株式会社	東京シャツ株式会社	株式会社サンロマン	有限会社フレンドシップパートナーズ	株式会社ザ・インポート	有限会社ノリ	株式会社ユニクロ	株式会社ゴールドラッシュ
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
今藤 尚一	堀岡 洋行	菊地 敬一	福井三紀夫	藤原 政博	小野 行由	青木 資行	平野 一貴	舟橋 浩司	田中登志子	鈴木 正利	津田 征子	兼光 善明	浦山 信一	久保田文男	柳井 正	竹口 宗孝

(三八七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
周東川越土地改良区	理事	林 聖文	岩国市周東町獺越一四〇〇
"	"	林 寛之	周東町下久原二〇三二の六
"	"	安永 博彦	周東町獺越二三七六
"	"	村中 齊	二九二一
"	"	高木 輝雄	広島県廿日市市平良一丁目二番三〇号
"	監事	國本 展男	岩国市周東町三瀬川六九六の一
"	"	弘中 義久	周東町下久原二八四九の四
"	"	豊島 勝彦	一八七八の一
大和土地改良区	理事	熊野 茂公	光市大字岩田二三四〇
"	"	山本 喜昭	大字三輪七四六
"	"	小山 孝	大字塩田三四二二
"	"	友弘 啓	八〇一
"	"	高橋 美明	大字三輪八八八
"	"	小林 一美	大字東荷二〇九〇
"	"	田中 利男	一七五
"	監事	家永 勝行	一三三七
"	"	石亀 則男	大字塩田一〇五七の二
"	"	林 清市	大字東荷七二五
柳井市土地改良区	理事	松村 節雄	柳井市柳井七三二九
"	"	末政 敬悟	六二七一の二
"	"	石丸 東海	余田一九〇四の二
"	"	下土井 進	三〇二一の二
"	"	森田 幸男	九二九
"	"	海田 博之	新庄一一三六

柳井市土地改良区	大和土地改良区	周東川越土地改良区	退任した役員	森永 信範	二七二二
理事	理事	理事	理事の別	江東 五月	日積四一〇九
松村 節雄	熊野 茂公	林 聖文	氏名	榎本 正男	三九六四
村上 尅巳	武則 光市	林 聖文	住	重本 昭平	天神五番一三号
石亀 則男	荒木 武則	林 聖文	所	政次 満太	日積三三四
家永 勝行	弘中 義久	林 聖文		大竹 修二	伊陸二八六六一
田中 利男	國本 展男	林 聖文		村中 昇	三一三三の一
小林 一美	高木 可也	林 聖文		長川 敬治	四七四三の二
小川 泰治	村中 齊	林 聖文		梶川 輝明	六一〇〇
山田 正昭	安永 博彦	林 聖文		沖永 昌則	余田一三三〇の一
小山 孝	周東町久原二八四九の四	林 聖文		森中 豊	日積二九四五
大字塩田三四二二	周東町瀬川六九六一	林 聖文		森弘 幸生	伊陸二七六の二
大字三輪七四六	周東町瀬越一四六一	林 聖文			
大字三輪一五〇		林 聖文			
大字東荷一〇九〇		林 聖文			
大字東荷一〇九〇		林 聖文			
大字塩田一〇五七の二		林 聖文			
大字東荷六六八		林 聖文			
柳井市柳井七三二九		林 聖文			

江東 五月	日積四一〇九
末政 敬悟	柳井六二七一の二
石丸 東海	余田一九〇四の二
河村 明人	二八九四
志熊 照夫	新庄二六六七
海田 博之	一一三六
榎本 正男	日積三九六四
大竹 修二	伊陸二八六六一
村中 昇	三一三三の一
秋森 茂	日積五一七
末廣 彰治	余田二九九
高井 潤	日積七四〇八
藤迫 英弋	伊陸九五二
村岡 一志	五〇二四
森弘 幸生	二二七六の二
沖原 秀明	柳井六六八一
上村 莞爾	日積七一九六

(三八八) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容	施行地区	事業の種類
萩市	むつみ地区	用排水施設の改修
二 縦覧の期間		
平成二十一年十二月二十八日から平成二十二年一月十八日まで		

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(三八九) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源回復計画の推進

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減

をはじめ、資源の種的な培養、漁場の環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に進める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項
本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十一年及び平成二十二年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成二十二年七月から平成二十三年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区 分	期 間	数 量	
			まあじ
区 分	平成二十一年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン	
	平成二十二年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン	
まあじ	平成二十一年一月から同年十二月まで	若干	
	平成二十二年一月から同年十二月まで	若干	
まいわし	平成二十一年一月から同年十二月まで	若干	
	平成二十二年一月から同年十二月まで	若干	
まさば及びごまさば	平成二十一年七月から平成二十二年六月まで	若干	
	平成二十二年七月から平成二十三年六月まで	未定	
するめいか	平成二十一年一月から同年十二月まで	若干	
	平成二十二年一月から同年十二月まで	若干	

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十一年及び平成二十二年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基

本計画に基づき、数量を変更することがある。
 なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。
 また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十一年	平成二十二年
まあじ	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、八〇〇トン
"	小型まき網漁業	若干	若干
"	敷網漁業	若干	若干
"	すくい網漁業	若干	若干
"	定置漁業権に基づく定置漁業(以下、「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びこまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
 (四) するめいか
 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十一年及び平成二十二年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十一年六月一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇
			平成二十二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		瀬戸内海	平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十二年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
			平成二十一年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に関する事項

資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十一年及び平成二十二年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)

さわら さわら・たい・まながつお流さし 網漁業	安芸灘及 び伊予灘	平成二十一年六月 一日から同年七月 三十一日まで	九、〇〇〇
	平成二十二年六月 十六日から同年七月 三十一日まで	六、七八七	
いまこがれ 小型機船底びき網漁業(えびこぎ 網漁業及びびけた網漁業に限る)	周防灘	平成二十一年九月 一日から同年十一月 三十日まで	一三、四五五
	平成二十二年九月 一日から同年十一月 三十日まで	一三、四五五	
周防灘	平成二十一年一月 十日から同年二月 十日まで	一、六八五	
	平成二十二年一月 十日から同年二月 十日まで	一、六八五	

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第一種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を進める。

(三九〇)平成二十年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成二十一年十一月山口県議会定例会で認定された平成二十年度山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成二十一年十二月二十五日

山口県知事 二井 関 成
平成20年度山口県一般会計歳入歳出決算
歳 入

1 県 税 190,451,990,100 円

1 県 民 税	58,220,201,958
2 事 業 税	52,675,510,977
3 地 方 消 費 税	34,160,514,858
4 不 動 産 取 得 税	3,471,507,044
5 県 た ば こ 税	2,723,624,061
6 コ ー ル ー 場 利 用 税	690,613,785
8 自 動 車 税	19,505,087,405
9 鉦 区 税	9,392,400
13 自 動 車 取 得 税	4,313,779,600
14 軽 油 引 取 税	14,379,143,241
16 狩 猟 税	37,986,500
17 産 業 廃 棄 物 税	264,628,271
18 旧 法 に よ る 税	0
2 地 方 消 費 税 清 算 金	24,908,864,755
1 地 方 消 費 税 清 算 金	24,908,864,755
3 地 方 譲 与 税	3,382,774,000
1 地 方 道 路 譲 与 税	3,140,428,000
2 石 油 力 又 譲 与 税	229,128,000
3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	13,218,000
4 地 方 特 例 交 付 金	2,940,618,000
1 地 方 特 例 交 付 金	1,218,468,000
2 特 別 交 付 金	844,454,000
3 地 方 税 等 減 収 補 て ん 臨 時 交 付 金	877,696,000
5 地 方 交 付 税	159,224,665,000
1 地 方 交 付 税	159,224,665,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	530,539,000
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	530,539,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	7,298,213,747
1 分 担 金	404,780,902
2 負 担 金	6,893,432,845
8 使 用 料 及 び 手 数 料	10,753,832,892
1 使 用 料	8,521,632,317
2 手 数 料	2,232,200,575
9 国 庫 支 出 金	93,427,293,981

平成21年12月25日 日 計		平成21年12月25日 日 計	
1	国庫負担金	28,642,560,801	1,720,266,979
2	国庫補助金	63,504,956,793	517,839,435
3	委託	1,279,776,387	141,107,038
10	財産収入	1,735,688,155	206,589,528
1	財産運用収入	753,795,857	73,075,795,038
2	財産売却収入	981,892,298	58,196,192,913
11	寄付入金	2,743,614,389	13,276,413,123
1	寄付入金	2,743,614,389	1,515,534,763
12	繰入金	26,709,648,036	87,654,239
1	特別会計繰入金	6,580,772,481	18,704,718,686
2	基金繰入金	20,128,875,555	6,336,165,186
13	繰越金	6,619,457,266	2,931,250,982
1	繰越金	6,619,457,266	2,731,426,723
14	諸収入	79,228,909,252	4,100,598,597
1	貸付金元利収入	74,645,378,877	2,605,277,198
2	受託事業収入	728,547,611	9,521,389,582
3	延滞金、加算金及び過料等	401,679,066	2,876,763,183
4	預金利子	10,909,224	854,295,590
5	利子割精算金収入	72,811,967	5,654,877,437
6	雑収入	3,369,582,507	135,453,372
15	県債	95,490,732,000	44,382,795,017
1	県債	95,490,732,000	10,680,405,435
	歳入合計	705,446,840,573	958,940,350
	歳出		15,663,939,708
1	議会費	1,423,037,981	8,973,498,711
1	議会費	1,423,037,981	8,106,010,813
2	総務費	39,221,414,901	68,966,260,819
1	総務管理費	15,867,014,317	2,358,100,889
2	企画調整費	9,797,472,724	65,618,693,648
3	徴収費	8,486,089,322	394,514,143
4	市町村振興費	1,484,057,978	594,952,139
5	選挙費	1,000,977,580	106,201,897,516
			8,616,559,894
			42,967,792,026
6	防災費		
7	統計調査費		
8	人事委員会費		
9	監査委員費		
3	民生費		
1	社会福祉費		
4	児童福祉費		
7	生活保護費		
8	災害救助費		
4	衛生費		
1	公衆衛生費		
4	環境衛生費		
7	保健所費		
8	医薬院費		
10	病院費		
5	労働費		
1	労働費		
2	職業能力開発費		
3	失業対策費		
4	労働委員会費		
6	農林水産業費		
1	農業費		
2	畜産費		
3	農地費		
4	林業費		
5	水産費		
7	商工業費		
1	商業費		
2	工業費		
3	観光費		
4	工業用水道費		
8	土木費		
1	管理費		
2	道路橋りょう費		

3	河川海岸費	21,166,522,944
4	港湾費	11,358,196,163
5	都市計画費	11,677,089,167
6	住宅費	10,415,737,322
9	警察費	40,741,002,923
1	警察管理費	38,115,861,829
2	警察活動費	2,625,141,094
10	教育費	146,205,069,602
1	教育総務費	13,620,994,402
2	小学校費	48,188,392,637
3	中学校費	29,149,493,405
4	高等学校費	30,804,493,035
7	特別支援学校費	11,975,623,203
8	社会教育費	1,958,224,803
9	保健体育費	1,478,882,207
10	大学費	1,217,572,424
11	学事費	7,811,393,486
11	災害復旧費	406,611,997
1	農林水産施設災害復旧費	60,544,000
2	土木施設災害復旧費	346,067,997
4	学校施設等災害復旧費	0
12	公債費	97,571,937,654
1	公債費	97,571,937,654
13	諸支出金	50,190,277,837
1	地方消費税清算金	32,799,965,755
2	利子割交付金	957,717,000
3	配当割交付金	306,708,000
4	株式等譲渡所得割交付金	129,718,000
5	地方消費税交付金	12,627,417,000
6	二刀ノ場利用税交付金	484,940,804
8	自動車取得税交付金	2,881,000,000
9	利子割精算金	2,811,278
14	子備費	0
1	子備費	0

歳出合計
 歳入歳出差引残額 696,612,209,553
 翌年度へ繰越 8,834,631,020
 8,834,631,020

平成20年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

1	繰入金	647,000	円
1	他会計繰入金	647,000	
2	繰越金	196,530,996	
1	繰越金	196,530,996	
3	諸収入	260,966,596	
1	貸付金元利収入	259,319,949	
2	雑収入	1,646,647	
4	県債	0	
1	県債	0	
1	歳入合計	458,144,592	
	歳出		

1	母子寡婦福祉資金	229,538,790	円
1	母子寡婦福祉資金	229,538,790	
1	歳出合計	229,538,790	
	歳入歳出差引残額	228,605,802	
	翌年度へ繰越	228,605,802	

平成20年度山口県農業改良資金特別会計歳入歳出決算

2	繰入金	20,160,000	円
1	他会計繰入金	20,160,000	
3	繰越金	124,393,709	
1	繰越金	124,393,709	
4	諸収入	60,661,658	
1	貸付金元利収入	60,387,966	

第 2119 号

(期定)

帳 口 目

日 期

平成21年12月25日

2 雑 入	273,692
5 県 債	37,500,000
1 県 入 合 計	37,500,000
歳 入 合 計	242,715,367
歳 出	
1 農業改良資金	89,979,500
1 農業改良資金	89,979,500
歳 出 合 計	89,979,500
歳入歳出差引残額	152,735,867
翌年度へ繰越	152,735,867
平成20年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算	
歳 入	
2 繰 入 金	20,796,642
1 他会計繰入金	20,796,642
3 繰 越 金	1,512,943,191
1 繰 越 金	1,512,943,191
4 諸 収 入	1,459,556,158
1 貸付金元利収入	1,456,122,280
2 雑 入	3,433,878
歳 入 合 計	2,993,295,991
歳 出	
1 中小企業近代化資金	1,311,720,099
1 中小企業設備近代化資金	474,392,881
2 中小企業高度化資金	837,327,218
歳 出 合 計	1,311,720,099
歳入歳出差引残額	1,681,575,892
翌年度へ繰越	1,681,575,892

平成20年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

歳 入	歳 出
1 分担金及び負担金	31,905,053
1 負担 金	31,905,053
2 使用料及び手数料	83,196,611
1 使 用 料	83,196,611
4 財 産 収 入	4,457,810
1 財産運用収入	4,457,810
2 財産売却収入	0
5 繰 入 金	231,004,000
1 他会計繰入金	231,004,000
6 繰 越 金	13,468,699
1 繰 越 金	13,468,699
7 諸 収 入	57,687,079
1 延 滞 入 金	0
3 雑 入	57,687,079
歳 入 合 計	421,719,252
歳 出	
1 下関漁港地方卸売市場費	418,613,568
2 市場管理費	418,613,568
3 水産加工団地整備費	0
歳 出 合 計	418,613,568
歳入歳出差引残額	3,105,684
翌年度へ繰越	3,105,684
平成20年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算	
歳 入	
2 繰 入 金	332,976
1 他会計繰入金	332,976
3 繰 越 金	251,549,882

1	繰越入金	251,549,882
4	諸収入	25,025,634
1	貸付金元利収入	24,497,000
2	雑収入	528,634
	歳入合計	276,908,492
	歳出	
1	林業・木材産業改善資金	113,803,976
1	林業・木材産業改善資金	113,803,976
	歳出合計	113,803,976
	歳入歳出差引残額	163,104,516
	翌年度へ繰越	163,104,516

平成20年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

2	繰入金	376,384
1	他会計繰入金	376,384
3	繰越金	114,993,046
1	繰越金	114,993,046
4	諸収入	26,139,668
1	貸付金元利収入	25,889,600
2	雑収入	250,068
	歳入合計	141,509,098
	歳出	
1	沿岸漁業改善資金	20,089,384
1	沿岸漁業改善資金	20,089,384
	歳出合計	20,089,384
	歳入歳出差引残額	121,419,714
	翌年度へ繰越	121,419,714

平成20年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算

1	事業収入	4,969,989,064
1	事業収入	4,969,989,064
2	繰入金	5,054,273
1	他会計繰入金	5,054,273
3	繰越金	359,801,103
1	繰越金	359,801,103
	歳入合計	5,334,844,440
	歳出	
1	当せん金付証券発売事業費	5,144,893,273
1	発売諸費	5,054,273
2	繰出金	5,139,839,000
	歳出合計	5,144,893,273
	歳入歳出差引残額	189,951,167
	翌年度へ繰越	189,951,167

平成20年度山口県収入証紙特別会計歳入歳出決算

1	証紙収入	7,253,301,407
1	証紙収入	7,253,301,407
2	繰越金	305,112,788
1	繰越金	305,112,788
	歳入合計	7,558,414,195
	歳出	
1	繰出金	7,214,387,196
1	繰出金	7,214,387,196
	歳出合計	7,214,387,196
	歳入歳出差引残額	344,026,999

翌年度へ繰越 344,026,999

平成20年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

	歳入	歳出
1 財産収入	10,773,445	
1 財産運用収入	10,773,445	
4 繰越金	197	
1 繰越金	197	
1 歳入合計	10,773,642	

歳出

円

1 土地取得事業費	10,773,642
1 土地取得基金管理費	10,773,642
歳出合計	10,773,642
歳入歳出差引残額	0
翌年度へ繰越	0

平成20年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳入

円

1 分担金及び負担金	865,710,953
1 負担金	865,710,953
2 国庫支出金	64,220,000
2 国庫補助金	64,220,000
3 繰入金	124,410,182
1 他会計繰入金	124,410,182
4 諸収入	18,979
2 雑収入	18,979
5 県債	961,200,000
1 県債	961,200,000
7 繰越金	9,013,000
1 繰越金	9,013,000
8 使用料及び手数料	6,795

1 使用料 6,795
歳入合計 2,024,579,909

歳出

円

1 流域下水道事業費	1,988,704,909
1 流域下水道費	1,988,704,909
歳出合計	1,988,704,909
歳入歳出差引残額	35,875,000
翌年度へ繰越	35,875,000

平成20年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算

歳入

円

1 繰入金	97,291,818,958
1 他会計繰入金	97,291,818,958
2 県債	17,243,900,000
1 県債	17,243,900,000
歳入合計	114,535,718,958

歳出

円

1 公債費	114,535,718,958
1 公債費	114,535,718,958
歳出合計	114,535,718,958
歳入歳出差引残額	0
翌年度へ繰越	0

平成20年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

歳入

円

1 使用料及び手数料	1,473,555,593
1 使用料	1,473,555,593
2 寄付金	722,909,263
1 寄付金	722,909,263
3 繰越金	53,070,980

1 繰越金	53,070,980
4 雑収入	28,890,081
1 雑収入	28,890,081
5 県債	1,962,000,000
1 県債	1,962,000,000
歳入合計	4,240,425,917
歳出	
1 港湾整備事業費	4,231,841,127
1 港湾整備事業費	4,231,841,127
歳出合計	4,231,841,127
歳入歳出差引残額	8,584,790
翌年度へ繰越	8,584,790



山口県選挙管理委員会告示第百二十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十一年十二月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

海 区 名	三分の一の数
山口県日本海海区	一、八四八
山口県瀬戸内海海区	二、三二五



山口県公安委員会告示第七十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の三第二項（第七条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する医師を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月二十五日

山口県公安委員会

医師の氏名	名 称	機 関	在 居 地	指 定 年 月 日
兼行 浩史	山口県立こころの医療センター	宇部市大字東岐波四〇〇の二	平成二、一二、四	
高橋 幹治	医療法人和同会片倉病院	大字西岐波二二九の三	"	
青木 岳也	医療法人扶老会扶老会病院	大字船木八三三	"	
土屋 直隆	"	"	"	
原田 和佳	医療法人和同会原田医院	周南市古川町九番八号	"	

平成二十一年十二月二十五日
発行

発行人所

山口県知事
山口市